



新潟県公報

令和元（2019）年
12月20日（金）
第65号

目次

告 示

- 急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正..... 595
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定..... 596
- 予定保安林..... 597
- 生活保護法による指定医療機関の指定..... 597
- 生活保護法による指定施術機関の指定..... 598
- 生活保護法による指定施術機関の名称等の変更..... 598
- 生活保護法による指定医療機関の事業の廃止..... 599
- 生活保護法による指定医療機関の事業の休止..... 599
- 生活保護法による指定医療機関の指定辞退..... 599
- 児童福祉法による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定..... 600
- 児童福祉法による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定辞退..... 600
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定..... 600
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定辞退..... 601
- 土地改良区定款変更の認可..... 601

公 告

- 公共測量の実施..... 601
- 同..... 601

選挙管理委員会

- 選挙権を有する者の3分の1及び50分の1の数等の告示..... 602
- 令和元年7月21日執行の参議院新潟県選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表..... 603

調達等公告

- 入札公告（特定調達公告）..... 605
- 同..... 607
- 同..... 609

告 示

新潟県告示第四百十一号

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示（昭和四十七年新潟県告示第七百七十八号）により指定した急傾斜地崩壊危険区域の一部の指定を廃止するので、同告示の一部を次のように改正する。

令和元年十二月二十日

新潟県知事 福田 富一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定

する。

なお、関係図書は、栃木県県土整備部砂防水資源課、栃木県宇都宮土木事務所、栃木県安足土木事務所、栃木県日光土木事務所、栃木県大田原土木事務所、栃木県真岡土木事務所、宇都宮市役所、佐野市役所、日光市役所、大田原市役所及び真岡市役所において縦覧に供する。

一〇五 略

六〇二 略

する。

なお、関係図書は、栃木県土木部砂防課、栃木県宇都宮土木事務所、栃木県佐野土木事務所、栃木県日光土木事務所、栃木県大田原土木事務所、栃木県真岡土木事務所、宇都宮市役所、佐野市役所、日光市役所、大田原市役所及び真岡市役所において縦覧に供する。

一〇五 略

六 次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から五号まで順次結んだ線及び標柱一号と標柱五号を結んだ線に囲まれた区域

標柱を設置した土地の地番

市町村名	大字名	字名	地番	標柱番号
佐野市	秋山町	正の沢	二〇一九のイ	一号、二号
同	同	同	二〇一九のロ	三号
同	同	梅木	七一八	四号
同	同	山根	七三六の二	五号

七〇三 略

栃木県告示第四百十二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、関係図書は、栃木県県土整備部砂防水資源課及び栃木県安足土木事務所において縦覧に供する。

令和元年十二月二十日

栃木県知事 福田 富一

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称 山根 A

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

イ 次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

市町村名	大字名	字名	地番	標柱番号
佐野市	秋山町	正ノ沢口	七八一番	一号
同	同	正ノ沢	二〇一九番一	二号から四号まで
同	同	同	二〇一八番	五号及び六号
同	同	同	二〇一七番	七号
同	同	狸ノ内	六八三番一	八号
同	同	同	六八三番三地先道路敷	九号
同	同	梅木	六九五番一	十号
同	同	同	六九六番一	十一号
同	同	同	七二七番一	十二号

佐野市	秋山町	梅木	七二八番	十三号及び十四号
同	同	山根	七一九番一	十五号
同	同	同	七三四番一	十六号
同	同	同	七三四番一	十七号及び十八号
同	同	尾崎内	七五九番	十九号

（砂防水資源課）

栃木県告示第413号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和元（2019）年12月20日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 保安林予定森林の所在場所
鹿沼市下永野字寺坂1626-1、1626-2、1627、1628、1629-1、1629-2、1630、1631、1633
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字寺坂1629-1・1630（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林整備課）

栃木県告示第414号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第49条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和元（2019）年12月20日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 病院、診療所又は薬局

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
令和元（2019）年10月24日	塚本耳鼻咽喉科医院	小山市中央町3-1-25
令和元（2019）年11月1日	うえのクリニック	上三川町上蒲生2312-3

令和元(2019)年11月1日	椎名調剤薬局	小山市駅東通り1-19-6
令和元(2019)年11月1日	祇園薬局	下野市祇園1-2-1

2 指定訪問看護事業者等

指定年月日	指定訪問看護事業者等		訪問看護ステーション等	
	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
令和元(2019)年7月1日	株式会社川上 シンシアハート訪問看護ステーション	鹿沼市北半田1302-13	シンシアハート訪問看護ステーション	鹿沼市北半田1302-13
令和元(2019)年11月1日	株式会社サンハート	東京都葛飾区細田5-15-6	クラシオテラス訪問看護ステーション	日光市今市本町21-10-2
令和元(2019)年11月1日	株式会社ファーストナース	東京都港区新橋2-12-16	訪問看護ステーションあやめ野木	野木町丸林376-17-103

栃木県告示第415号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第55条第1項の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和元(2019)年12月20日

栃木県知事 福田 富一

指定年月日	施 術 者		施 術 所	
	氏 名	住 所	名 称	所 在 地
令和元(2019)年11月22日	露久保 守	—	なす整骨院	那須町寺子丙2-99

栃木県告示第416号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第55条において準用する生活保護法第50条の2の規定により施術所の所在地を次のとおり変更した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和元(2019)年12月20日

栃木県知事 福田 富一

変更年月日	施 術 者		施 術 所	
	氏 名	住 所	名 称	所 在 地
令和元(2019)年10月1日	篠原 健彰		小山訪問マッサージ (小山訪問リハビリ マッサージ)	小山市喜沢1177-1 カストラム202号室 (小山市三拝川岸112-

				3)
令和元（2019）年 12月1日	栗原 一清	矢板市鹿島町14-38	ビタミン整骨院 (矢板接骨院)	さくら市氏家725 (矢板市鹿島町14-36)

(注) 表中の () 内は変更前のもの

栃木県告示第417号

次の指定医療機関から、生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により指定医療機関の事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和元（2019）年12月20日

栃木県知事 福田 富 一

病院、診療所又は薬局

廃止年月日	名 称	所 在 地
令和元（2019）年10月4日	花垣内科医院	小山市花垣町1-7-6
令和元（2019）年10月23日	塚本耳鼻咽喉科医院	小山市中央町3-1-25
令和元（2019）年10月31日	うえのクリニック	上三川町上蒲生2312-3
令和元（2019）年10月31日	ドラッグ椎名	小山市西城南3-22-9
令和元（2019）年10月31日	祇園薬局	下野市祇園1-2-1

栃木県告示第418号

次の指定医療機関から、生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により指定医療機関の事業を休止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和元（2019）年12月20日

栃木県知事 福田 富 一

病院、診療所又は薬局

休止年月日	名 称	所 在 地
令和元（2019）年11月1日	大平下病院	栃木市大平町富田1665

栃木県告示第419号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第51条第1項の規定により次の指定医療機関から指定辞退の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和元（2019）年12月20日

栃木県知事 福田 富一

辞退年月日	名称	所在地
令和元(2019)年12月1日	いわせ歯科口腔外科耳鼻咽喉科クリニック(医科)	日光市塩野室町107-3
令和元(2019)年12月1日	いわせ歯科口腔外科耳鼻咽喉科クリニック(歯科)	日光市塩野室町107-3

(保健福祉課)

栃木県告示第420号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の9第1項に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関の指定をしたので、同法第19条の19の規定により次のとおり公示する。

令和元(2019)年12月20日

栃木県知事 福田 富一

1 病院又は診療所

名称	所在地	開設者名	指定年月日
中津川循環器科内科クリニック	塩谷郡高根沢町宝積寺東北原2388-5	中津川 昌利	令和元(2019)年11月27日

2 薬局

名称	所在地	開設者名	指定年月日
椎名調剤薬局	小山市駅東通り1-19-6	有限会社シイナ	令和元(2019)年11月1日
祇園薬局	下野市祇園1-2-1	CCA株式会社	令和元(2019)年11月1日

栃木県告示第421号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の15の規定により次の指定医療機関がその指定を辞退したので、同法第19条の19の規定により公示する。

令和元(2019)年12月20日

栃木県知事 福田 富一

薬局

名称	所在地	開設者名	指定辞退年月日
有限会社すけど薬局	足利市助戸仲町479	有限会社すけど薬局	令和元(2019)年10月29日

栃木県告示第422号

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第14条第1項に規定する指定医療機関の指定をしたので、同法第24条の規定により次のとおり公示する。

令和元(2019)年12月20日

栃木県知事 福田 富一

薬局

名称	所在地	開設者名	指定年月日
椎名調剤薬局	小山市駅東通り1-19-6	有限会社シイナ	令和元(2019)年

			11月1日
祇園薬局	下野市祇園1-2-1	CCA株式会社	令和元（2019）年 11月1日

栃木県告示第423号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第20条の規定により次の指定医療機関がその指定を辞退したので、同法第24条の規定により公示する。

令和元（2019）年12月20日

栃木県知事 福田 富 一

薬局

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 辞 退 年 月 日
有限会社すけど薬局	足利市助戸仲町479	有限会社すけど薬局	令和元（2019）年 10月29日

（健康増進課）

栃木県告示第424号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和元（2019）年12月20日

栃木県知事 福田 富 一

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
清原南部土地改良区	令和元（2019）年11月27日
水沼台土地改良区	令和元（2019）年12月3日
大田原市土地改良区	令和元（2019）年12月12日

（農地整備課）

公 告

○公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、下野市長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和元（2019）年12月20日

栃木県知事 福田 富 一

- 1 作業種類
公共測量（デジタル撮影）
- 2 作業地域
下野市全域
- 3 作業期間
令和元（2019）年11月7日から令和2（2020）年3月25日まで

○公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、芳賀町長から公

共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和元(2019)年12月20日

栃木県知事 福田 富一

- 1 作業種類
公共測量(MMS計測、地図編集)
- 2 作業地域
芳賀町内町道(町道補正対象区間)
- 3 作業期間
令和元(2019)年12月6日から令和2(2020)年3月23日まで

(監理課)

選挙管理委員会

栃木県選挙管理委員会告示第32号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1、当該総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、当該総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数及び3分の1の数は、それぞれ次のとおりである。

令和元(2019)年12月20日

栃木県選挙管理委員会委員長 小林 恒夫

- 1 県の議会の議員及び知事選挙権を有する者の総数の50分の1の数
32,733人
- 2 県の議会の議員及び知事選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数
304,578人
- 3 県の議会の議員の宇都宮市・上三川町選挙区における選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数
142,553人
- 4 県の議会の議員の各選挙区(宇都宮市・上三川町選挙区を除く。)における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

足利市選挙区	41,128人
栃木市選挙区	44,621人
佐野市選挙区	33,038人
鹿沼市選挙区	27,258人
日光市選挙区	23,615人
小山市・野木町選挙区	52,293人
真岡市選挙区	21,510人
大田原市選挙区	19,834人
矢板市選挙区	9,152人
那須塩原市・那須町選挙区	39,693人
さくら市・塩谷郡選挙区	23,688人
那須烏山市・那珂川町選挙区	12,340人
下野市選挙区	16,697人
芳賀郡選挙区	17,965人

壬 生 町 選 挙 区

10,940人

栃木県選挙管理委員会告示第33号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条の規定に基づく令和元年7月21日執行の参議院栃木県選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を、同法第192条第1項の規定により、次のとおり公表する。

令和元（2019）年12月20日

栃木県選挙管理委員会委員長 小林 恒 夫

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和元年7月21日執行 参議院栃木県選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 45,104,400円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	加藤 千穂	所属党派	立憲民主党	期間	5月25日から 8月1日まで	第1回分
出納責任者氏名	小川 智博					

〔収入〕			円	〔支出〕			円
主たる寄附				人件費		780,000	
（氏名・団体名）	（職業）	（寄附額）		家屋費		7,018,076	
立憲民主党栃木県参議院選挙区第1総支部	政党	5,000,000		選挙事務所費		7,001,976	
立憲民主党	政党	5,000,000		集合会場費		16,100	
立憲民主党栃木県鹿沼市支部	政党	30,000		通信費		21,497	
新社会党栃木県本部	政治団体	30,000		交通費		41,773	
中島 章智	弁護士	1,500,000		印刷費		2,593,100	
福島 啓修	会社役員	500,000		広告費		4,555,470	
井上 加容子	会社役員	50,000		文具費		248,855	
黒崎 沖	無職	30,000		食糧費		495,403	
その他の寄附	18件	208,000		休泊費		26,000	
今回計		12,348,000		雑費		140,470	
前回計		0		今回計		15,920,644	
総計		12,348,000		前回計		0	
				総計		15,920,644	

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	336,600円
	ビラの作成	928,000円
	ポスターの作成	1,100,000円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	156,000円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	153,000円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	175,000円
	政見放送のための録画等	3,203,000円
	計	6,051,600円

報告書受理年月日	令和元年8月5日	第1回報告分
----------	----------	--------

候補者氏名	加藤 千穂	所属党派	立憲民主党	期間	9月1日から	第2回分
出納責任者氏名	小川 智博				9月2日まで	

〔収入〕	円	〔支出〕	円
		家屋費	105,800
		選挙事務所費	105,800
		通信費	669,329
		雑費	32,693
今回計	0	今回計	807,822
前回計	12,348,000	前回計	15,920,644
総計	12,348,000	総計	16,728,466

報告書受理年月日	令和元年9月5日	第2回報告分
----------	----------	--------

候補者氏名	高橋 克法	所属党派	自由民主党	期間	6月21日から	第1回分
出納責任者氏名	阿久津 忠昭				8月2日まで	

〔収入〕	円	〔支出〕	円	
主たる寄附		人件費	1,946,000	
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費	3,761,544
自由民主党栃木県参議院選挙区第二支部	政党	15,000,000	選挙事務所費	3,468,000
日本商工連盟	政治団体	100,000	集会会場費	293,544
栃木県医師連盟宇都宮支部	政治団体	300,000	通信費	59,184
栃木県司法書士政治連盟	政治団体	200,000	交通費	18,280
栃木県宅建政治連盟	政治団体	100,000	印刷費	4,181,072
栃木県建設業協会政治連盟	政治団体	100,000	広告費	3,710,376
日販協政治連盟	政治団体	50,000	食糧費	150,779
高久 友宏	会社役員	100,000	雑費	985,464
その他の寄附	2件	40,000		
今回計		15,990,000	今回計	14,812,699
前回計		0	前回計	0
総計		15,990,000	総計	14,812,699

	項目	金額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	315,000円
	ビラの作成	880,000円
	ポスターの作成	833,000円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	159,000円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	200,000円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	190,000円
	政見放送のための録画等	3,127,032円
	計	5,704,032円

報告書受理年月日	令和元年8月5日	第1回報告分
----------	----------	--------

候補者氏名	町田 紀光	所属党派	NHKから国民を守る党	期間	7月10日から	第1回分
出納責任者氏名	町田 紀光				7月10日まで	

〔収入〕	円	〔支出〕	円
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業) (寄附額)	通 信 費	10,340
NHKから国民を守る党	政治団体 14,163	印 刷 費	3,823
今 回 計	14,163	今 回 計	14,163
前 回 計	0	前 回 計	0
総 計	14,163	総 計	14,163

報告書受理年月日	令和元年 8 月 5 日	第 1 回報告分
----------	--------------	----------

調 達 等 公 告

○入札公告（特定調達公告）

次のとおり一般競争入札に付する。

令和元（2019）年12月20日

栃木県下水道管理事務所長 菊 池 浩

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

- ア 鬼怒川上流流域下水道鬼怒川上流浄化センターで使用する電力
 予定使用電力量 2,854,740kWh
- イ 巴波川流域下水道巴波川浄化センターで使用する電力
 予定使用電力量 3,388,270kWh
- ウ 北那須流域下水道北那須浄化センターで使用する電力
 予定使用電力量 2,376,905kWh
- エ 鬼怒川上流流域下水道県央浄化センターで使用する電力
 予定使用電力量 8,473,150kWh
- オ 渡良瀬川下流流域下水道大岩藤浄化センターで使用する電力
 予定使用電力量 2,742,100kWh
- カ 渡良瀬川下流流域下水道思川浄化センターで使用する電力
 予定使用電力量 2,533,200kWh
- キ 下水道資源化工場で使用する電力
 予定使用電力量 6,591,700kWh

(2) 購入物品の特質等 それぞれの入札説明書による。

(3) 納入期間 令和2（2020）年4月1日（水）から令和3（2021）年3月31日（水）まで

(4) 納入場所

- ア 鬼怒川上流流域下水道鬼怒川上流浄化センター等（詳細は、入札説明書による。）
- イ 巴波川流域下水道巴波川浄化センター等（詳細は、入札説明書による。）
- ウ 北那須流域下水道北那須浄化センター等（詳細は、入札説明書による。）
- エ 鬼怒川上流流域下水道県央浄化センター等（詳細は、入札説明書による。）
- オ 渡良瀬川下流流域下水道大岩藤浄化センター等（詳細は、入札説明書による。）
- カ 渡良瀬川下流流域下水道思川浄化センター等（詳細は、入札説明書による。）
- キ 下水道資源化工場（詳細は、入札説明書による。）

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

- (2) 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、大分類「Pその他のサービス」、小分類「6その他」の入札参加資格を有すると決定された者であること。
- (3) 令和2(2020)年2月13日(木)において栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22(2010)年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (4) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (5) 電源構成及び二酸化炭素排出係数を開示しているもの。
- (6) (5)の開示方法を明示し、かつ二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件における合計点数が70点以上のものであること。なお、当該配点については入札説明書による。

3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する公所等の名称等及び契約内容の縦覧場所
〒329-0524 栃木県河内郡上三川町大字多功1159
栃木県下水道管理事務所 総務課 電話0285-53-5694
- (2) 入札説明書の交付期間及び交付場所
令和元(2019)年12月20日(金)から令和2(2020)年1月24日(金)までの日(土曜日、日曜日、祝日、令和元(2019)年12月30日(月)、同月31日(火)、令和2(2020)年1月2日(木)及び同月3日(金)を除く。)の午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで(1)の場所において交付する。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
1(1)アの件名:令和2(2020)年2月13日(木)午前10時
1(1)イの件名:令和2(2020)年2月13日(木)午前10時5分
1(1)ウの件名:令和2(2020)年2月13日(木)午前10時10分
1(1)エの件名:令和2(2020)年2月13日(木)午前10時15分
1(1)オの件名:令和2(2020)年2月13日(木)午前10時20分
1(1)カの件名:令和2(2020)年2月13日(木)午前10時25分
1(1)キの件名:令和2(2020)年2月13日(木)午前10時30分
栃木県下水道管理事務所会議室へ持参又は郵送すること。(ただし、郵送の場合は、2月12日(水)午後3時まで、書留郵便で(1)の場所へ必着のこと。)
- (4) 入札方法 1の(1)の件名ごとに、それぞれ総価で入札に付する。
- (5) 入札書の記載方法等 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) その他
入札に参加しようとする者は、次のとおりこの入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
ア 入札参加申請書類の提出期間、提出場所及び提出方法 令和元(2019)年12月20日(金)から令和2(2020)年1月27日(月)までの日(土曜日、日曜日、祝日、令和元(2019)年12月30日(月)、同月31日(火)、令和2(2020)年1月2日(木)及び同月3日(金)を除く。)の午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで(1)の場所に持参又は郵送すること。(ただし、郵送の場合は、書留郵便で(1)の場所へ必着のこと。)
イ 確認結果の通知 令和2(2020)年1月31日(金)に郵送する。

4 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則(平成7年栃木県規則第12号)第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

- (4) 落札者の決定方法 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (5) 契約書の作成の要否 要
- (6) その他
 - ア 入札の変更等 令和2（2020）年度栃木県流域下水道事業会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、この入札の変更等を行うことがある。
 - イ 詳細は、それぞれの入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
 - a) Electric power for the Kinugawa Joryu Purification Center on the Kinugawa Upstream River Basin Sewers
Estimated amount of electric power to be used 2,854,740kWh
 - b) Electric power for the Uzumagawa Purification Center on the Uzumagawa River Basin Sewers
Estimated amount of electric power to be used 3,388,270kWh
 - c) Electric power for the Kitanasu Purification Center on the Northern Nasu River Basin Sewers
Estimated amount of electric power to be used 2,376,905kWh
 - d) Electric power for the Keno Purification Center on the Kinugawa Upstream River Basin Sewers
Estimated amount of electric power to be used 8,473,150kWh
 - e) Electric power for the Oiwafuji Purification Center on the Watarase Downstream River Basin Sewers
Estimated amount of electric power to be used 2,742,100kWh
 - f) Electric power for the Omoigawa Purification Center on the Watarase Downstream River Basin Sewers
Estimated amount of electric power to be used 2,533,200kWh
 - g) Electric power for the Waste Recycling Plant
Estimated amount of electric power to be used 6,591,700kWh
- (2) Deadline for walk-in Bidding Documents:
 - a) 10:00 a.m., February 13, 2020
 - b) 10:05 a.m., February 13, 2020
 - c) 10:10 a.m., February 13, 2020
 - d) 10:15 a.m., February 13, 2020
 - e) 10:20 a.m., February 13, 2020
 - f) 10:25 a.m., February 13, 2020
 - g) 10:30 a.m., February 13, 2020

Deadline for postal Bidding Documents (Documents must arrive no later than):

 - a)~ g) 3:00 p.m., February 12, 2020
- (3) Information is available at:

General Affairs Division,
Sewage Management Office,
Department of Land Development,
Tochigi Prefecture
1159 Tako, Kaminokawa, Kawachi, Tochigi 329-0524
TEL 0285-53-5694

(都市整備課)

○入札公告（特定調達公告）

次のとおり一般競争入札に付する。

令和元（2019）年12月20日

栃木県知事 福田 富 一

- (1) 購入等件名及び数量 栃木県立宇都宮高等学校外73校で使用する電気
予定使用電力量 20,576,800kWh
 - (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
 - (3) 納入期間 令和2(2020)年4月1日(水)から令和3(2021)年3月31日(水)まで
 - (4) 納入場所 栃木県立宇都宮高等学校外73校(79施設)
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
 - (2) 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、大分類「Pその他のサービス」、小分類「6その他」の入札参加資格を有するものと決定された者であること。
 - (3) 令和2(2020)年1月31日(金)において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22(2010)年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
 - (4) 電気事業法(昭和39年法律第170条)第2条の2の規定に基づき小売電気事業者として登録を受けている者であること。
 - (5) 1の(1)の入札において落札決定後、供給期間の始期までに関東管内の一般送配電事業者が定める託送供給約款に基づき、接続供給契約を締結できる者であること。
 - (6) 電源構成及び二酸化炭素排出係数を開示している者であること。
 - (7) (6)の開示方法を明示し、かつ、二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件における合計点数が70点以上の者であること。なお、当該配点については入札説明書による。
- 3 入札の手続等
- (1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所
〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20
栃木県教育委員会事務局施設課財務担当 電話 028-623-3374
 - (2) 入札説明書の交付期間及び交付場所
令和元(2019)年12月20日(金)から令和2(2020)年1月10日(金)までの日(土曜日、日曜日、令和元(2019)年12月28日(土)から令和2(2020)年1月3日(金)を除く。)の午前9時から午後5時まで(1)の場所において交付する。
 - (3) 入札及び開札の日時及び場所
令和2(2020)年1月31日(金)午前11時 栃木県庁研修館401研修室へ持参又は郵送すること。(ただし、郵送による入札書の受領期限は令和2(2020)年1月31日(金)午前10時とし、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。)
 - (4) 入札方法 1の(1)の件名で、総価で入札に付する。
 - (5) 入札書の記載方法等 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (6) その他
入札に参加しようとする者は、次のとおりこの入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
ア 入札参加申請書類の提出期間、提出場所及び提出方法 令和元(2019)年12月20日(金)から令和2(2020)年1月23日(木)までの日(土曜日、日曜日、令和元(2019)年12月28日(土)から令和2(2020)年1月3日(金)及び同月13日(月)を除く。)の午前9時から午後5時までに(1)の場所に持参又は郵送すること。(ただし、郵送の場合は、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。)
イ 確認結果の通知 令和2(2020)年1月27日(月)までに通知する。
- 4 その他
- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
 - (3) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則(平成7年栃木県規則第12号)第156条第3号から第7号までに

掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(4) 落札者の決定方法 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書の作成の要否 要

(6) その他

ア 令和2（2020）年度栃木県一般会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、この入札の変更等を行うことがある。

イ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Electric power for the Tochigi Prefectural Utsunomiya Senior High School and other 73 senior high schools

Estimated amount of electric power to be used 20,576,800kWh

(2) Deadline for walk-in Bidding Documents:

11:00 a.m., January 31, 2020

Deadline for postal Bidding Documents (Documents must arrive no later than):

10:00 a.m., January 31, 2020

(3) Information is available at:

Financial Affairs Section,

School Facilities Division,

Office of the Board of Education,

Tochigi prefecture

1-1-20 Hanawada, Utsunomiya, Tochigi 320-8501

TEL. 028-623-3374

(教育委員会事務局施設課)

○入札公告（特定調達公告）

次のとおり一般競争入札に付する。

令和元（2019）年12月20日

栃木県鬼怒水道事務所長 伊 藤 和 弘

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量 栃木県鬼怒水道事務所及び板戸取水場で使用する電力

予定使用電力量 3,669,000kWh

(2) 購入物品の特質等 入札説明書による。

(3) 納入期間 令和2（2020）年4月1日（水）から令和3（2021）年3月31日（水）まで

(4) 納入場所 栃木県鬼怒水道事務所外1施設（詳細は入札説明書による。）

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

(2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、大分類「Pその他のサービス」、小分類「6 その他」の入札参加資格を有するものと決定された者であること。

(3) 令和2（2020）年1月31日（金）において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22（2010）年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。

(4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業者として登録を受けている者

(5) 小売電気事業者においては、1の(1)の入札において落札決定後、供給期間の始期までに関東管内の一般送配電事業者が定める託送供給約款に基づき、接続供給契約を締結する者であること。

(6) 二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件における合計点数が70点以

上の者であること。なお、当該配点については入札説明書による。

3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所
〒329-1233 栃木県塩谷郡高根沢町大字宝積寺1900番地
栃木県鬼怒水道事務所管理課
電話028-675-1331
- (2) 入札説明書の交付期間及び交付場所 令和元（2019）年12月20日（金）から令和2（2020）年1月14日（火）までの日（土曜日、日曜日、祝日、令和元（2019）年12月30日（月）、同月31日（火）、令和2（2020）年1月2日（木）及び同月3日（金）を除く。）の午前9時から午後5時まで(1)の場所において交付する。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
令和2（2020）年1月31日（金）午前10時 栃木県鬼怒水道事務所2階会議室に持参又は郵送すること。（ただし、郵送の場合は、入札書の受領期限は同月30日（木）午後5時とし、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。）
- (4) 入札方法 1の(1)の件名で、総価で入札に付する。
- (5) 入札書の記載方法等 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) その他
入札に参加しようとする者は、次のとおりこの入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
ア 入札参加資格申請書類の提出期限、提出場所及び提出方法 令和元（2019）年12月20日（金）から令和2（2020）年1月15日（水）までの日（土曜日、日曜日、祝日、令和元（2019）年12月30日（月）、同月31日（火）、令和2（2020）年1月2日（木）及び同月3日（金）を除く。）の午前9時から午後5時までに(1)の場所に持参又は郵送すること。（ただし、郵送の場合は書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。）
イ 確認結果の通知 令和2（2020）年1月27日（月）までに通知する。

4 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書並びに栃木県公営企業財務規程（昭和31年栃木県電気事業管理規程第6号）第116条第1項第3号から第7号まで及び第2項に係る入札書は、無効とする。
- (4) 落札者の決定方法 栃木県公営企業財務規程第117条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (5) 契約書の作成の要否 要
- (6) その他
ア 入札の変更等 令和2（2020）年度栃木県水道事業及び工業用水道事業会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、この入札の変更等を行うことがある。
イ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Electric power for Kinu Waterworks Office and Itado Water facility
Estimated amount of electric power to be used 3,669,000kWh
- (2) Deadline for walk-in Bidding Documents:
10:00 a.m., January 31, 2020

Deadline for postal Bidding Documents (Documents must arrive no later than) :

5:00 p.m., January 30, 2020

(3) Information is available at:

Administration Division,

Kinu Waterwork Office,

Tochigi Prefecture,

1900 Hoshakuji, Takanezawa-machi, Shioya-gun, Tochigi

329-1233

TEL.028-675-1331

(企業局水道課)